

北塩原村合宿利用者支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 村は、村内施設を文化・スポーツ合宿の拠点として確立することで、交流人口の拡大や未来のオリンピック育成にも寄与し、村の知名度向上につながることから、学生及び社会人等の団体が村内の施設等を合宿で利用する場合の支援について、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。ただし、団体は同じ学校に所属する場合でも、種目等が異なれば別の団体として扱うこととする。

- (1) 合宿 学生及び社会人等の団体が村内に宿泊して行う文化活動やスポーツ活動等をいう。
- (2) 団体 複数の者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等をいう。
- (3) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(助成対象条件)

第3条 助成金交付の対象となる条件は、次の各号のいずれにも該当する合宿とする。

- (1) 村内の文化施設又はスポーツ施設等を活用して行うものであること。
- (2) 1回の合宿に参加した者の延べ宿泊者数（宿泊施設に宿泊した者の人数に当該宿泊日数を乗じた数）が14人泊以上であること。
- (3) 村内に宿泊すること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、14人泊以上29人泊以内10,000円とし、30人泊以上30,000円とする。なお、年度内であれば、再度、助成を

受けられるものとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、北塩原村合宿利用者支援助成金交付申請書(第1号様式)(以下、「交付申請書」という。)及び北塩原村合宿利用者支援助成金実績報告書兼請求書(第2号様式)(以下、「請求書」という。)、必要書類を添付して村長に提出するものとし、その提出期限は、別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、村長が必要と認める書類とする。

3 規則第4条第3項の規定により、収支予算書の添付は省略する。

4 各申請書及び添付書類の部数は1部とする。

(助成金の交付決定)

第6条 村長は、前条による交付申請書が提出された場合、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付団体へ書類で通知するものとする。

2 前項の助成金交付決定にあたっては、本事業の予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 村長は、前条で助成金交付決定をした者に対し、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 村が行うその他の助成金等との併用は認めない。

2 その他必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。